

消防特第202号
27高压第22号
平成27年12月4日

関係道県消防防災主管部長 殿

総務省消防庁特殊災害室長

経済産業省商務流通保安グループ高压ガス保安室長

(公印省略)

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について（通知）

本日付けで公布・施行された政令第404号及び総務省・経済産業省告示第4号により石油コンビナート等特別防災区域の変更等が行われました。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（区域令） の一部を改正する政令について

1. 概要

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）は、石油又は高圧ガスが大量に取り扱われる地区を石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）として指定し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等を図っている。

特別防災区域については、毎年4月1日現在の状況を調査し、その結果を踏まえて、これまでも必要に応じて変更している。

<参考> 石油コンビナート等特別防災区域について

- (1) 石油コンビナート等特別防災区域とは、石油又は高圧ガスが大量に取り扱われる区域で政令（区域令）で指定するものをいい、当該区域に所在する大規模事業所は、災害の発生防止等のために特定防災施設や自衛防災組織の設置等が義務付けられる。
- (2) 現時点で33道府県の85地区が指定されており、政令改正後、32道府県の83地区になる。

2. 改正内容

今年度の調査の結果、次の特別防災区域について、石油・高圧ガスの取扱量の減少等の理由により、指定の解除又は区域の縮小を行う。

- ①久里浜地区（神奈川県）の指定解除
- ②和歌山北部臨海南部地区（和歌山県）の縮小
- ③唐津地区（佐賀県）の指定解除

3. 今後の予定

閣議	平成27年12月1日（火）
公布	平成27年12月4日（金）
施行	公布日

政令第四〇四号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

別表中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げ、第二十八号の二を第二十八号とし、同表第四十七号口中「及び港町」を削り、同表中第六十七号を削り、第六十八号を第六十七号とし、第六十九号を第六十八号とし、第六十九号の二を第六十九号とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三第五地区の項中「から第二十一号まで」を、「第二十号」に改め、同表第六地区の項中「別表第二十二号、第二十五号、第二十七号」を「別表第二十一号、第二十四号、第二十六号」に改め、同表第十地区の項中「第六十七号、第六十九号」を「第六十八号」に改める。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成二十七年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一〇二十 (略) (削る)</p> <p>二十一〇二十八 (略) 二十九〇四十六 (略) 四十七 和歌山北部臨海南部地区 イ (略) ロ 和歌山県有田市初島町浜の区域のうち主務大臣の定める区域 ハ イ及びロの区域に介在する道路の区域 四十七の二〇六十六 (略) (削る)</p> <p>六十七〇六十九 (略) 七十七〇七十五 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成二十六年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一〇二十 (略) 二十一 久里浜地区 神奈川県横須賀市久里浜九丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 二十二〇二十八の二 (略) 二十九〇四十六 (略) 四十七 和歌山北部臨海南部地区 イ (略) ロ 和歌山県有田市初島町浜及び港町の区域のうち主務大臣の定める区域 ハ イ及びロの区域に介在する道路の区域 四十七の二〇六十六 (略) 六十七 唐津地区 左賀県唐津市の区域のうち次の区域 1) 西大島町の区域のうち主務大臣の定める区域 2) 二タ子三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 六十八〇六十九の二 (略) 七十七〇七十五 (略)</p>

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（広域共同防災組織を設置することができる区域及び業務）
 第二十二條 法第十九條の二第一項の政令で定める区域は、別表第三のとおりとする。

（広域共同防災組織を設置することができる区域及び業務）
 第二十二條 法第十九條の二第一項の政令で定める区域は、別表第三のとおりとする。

別表第三（第二十二條關係）

別表第三（第二十二條關係）

区分	区域
第一地区	(略)
第二地区	(略)
第三地区	(略)
第四地区	(略)
第五地区	区域令別表第十九号、第二十号及び第三十一号に掲げる地区の区域
第六地区	区域令別表第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号に掲げる地区の区域
第七地区	(略)
第八地区	(略)

区分	区域
第一地区	(略)
第二地区	(略)
第三地区	(略)
第四地区	(略)
第五地区	区域令別表第十九号から第二十一号まで及び第三十一号に掲げる地区の区域
第六地区	区域令別表第二十二号、第二十五号、第二十七号及び第三十号に掲げる地区の区域
第七地区	(略)
第八地区	(略)

第十二地区	第十一地区	第十地区	第九地区
(略)	(略)	区域令別表第五十号から第五十五号まで、第六十四号、第六十八号及び第七十一号に掲げる地区の区域	(略)

第十二地区	第十一地区	第十地区	第九地区
(略)	(略)	区域令別表第五十号から第五十五号まで、第六十四号、第六十七号、第六十九号及び第七十一号に掲げる地区の区域	(略)